

かごしま外国人材受入活躍推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 県内において受入れが増加している外国人材の安定的な受入体制の整備や、共生社会の実現に向けた相互理解の促進、安心して働き、暮らせる環境整備等を推進するとともに、関係機関の連携強化を図るため、かごしま外国人材受入活躍推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 外国人材の安定的な受入体制の整備に関する事
- (2) 共生社会の実現に向けた相互理解の促進に関する事
- (3) 外国人材が安心して働き、暮らせる環境の整備に関する事
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織及び会議)

第3条 会議は、別表に掲げる団体等において外国人労働者の受入れ、支援等を所管する事務局長又は実務責任者等及び外部有識者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- 2 会議に座長を置き、鹿児島県商工労働水産部次長をもって充てる。
- 3 会議は、必要に応じて座長が招集する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶 務)

第4条 会議の庶務は、商工労働水産部外国人材受入活躍支援課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月3日から施行する。

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	分野	構成員
経済・業界団体	経済・産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島県経営者協会 ・ 鹿児島経済同友会 ・ 鹿児島県商工会議所連合会 ・ 鹿児島県商工会連合会 ・ 鹿児島県中小企業団体中央会
	農業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島県農業協同組合中央会
	介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益社団法人鹿児島県医師会 ・ 一般社団法人鹿児島県老人福祉施設協議会 ・ 公益社団法人鹿児島県老人保健施設協会
	建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人鹿児島県建設業協会 ・ 一般社団法人鹿児島県建築協会 ・ 鹿児島県建築専門業団体連絡協議会
	宿泊 外食	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益社団法人鹿児島県観光連盟 ・ 鹿児島県飲食業生活衛生同業組合
監理団体，登録支援機関		<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルリンク事業協同組合 ・ 中小企業地域振興事業協同組合 ・ 事業協同組合ヒューマンサポート ・ T & T 事業協同組合
有識者等	多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島大学法文学部
	在留資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島県行政書士会
	労働法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島県社会保険労務士会
	日本語教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 九州日本語学校
	留学生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島大学学生部国際事業課
	海外情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェトロ鹿児島貿易情報センター
	国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人鹿児島県国際交流協会
行政	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島労働局職業対策課 ・ 福岡出入国在留管理局鹿児島出張所
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市 ・ 鹿屋市 ・ 枕崎市 ・ 出水市 ・ 西之表市 ・ 霧島市 ・ 和泊町
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工労働水産部商工政策課，雇用労政課，水産振興課 ・ 観光・文化スポーツ部観光課，国際交流課 ・ 暮らし保健福祉部保健医療福祉課，社会福祉課，介護保険室 ・ 農政部経営技術課 ・ 土木部監理課 ・ 危機管理防災局危機管理課 ・ 教育庁義務教育課，高校教育課 ・ 警察本部刑事部組織犯罪対策課